京都市美術館美術品等評価会議開催要綱

（趣旨）

第１条　京都市美術館美術品等収集会議において選定された美術品等を適正かつ円滑に取得するために、専門的な見地から評価を行うことを目的として、京都市美術館美術品等評価会議（以下「評価会議」という）を開催する。

（評価員）

第２条　評価会議を構成する委員（以下「評価員」という）は、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから、京都市美術館長（以下「館長」という。）が指名する。

（１）　評価の対象となる美術品等に関して、専門的な知識を有すること。

（２）　責任感を持って、公正な評価ができること。

（３）　評価の対象となる美術品等と利害関係を有しないこと。

２　評価員の定数は、６名以内とする。

３　評価員の任期は、指名した日から指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第３条　評価会議は、必要の都度、館長が招集する。

２　評価員は、美術品等の評価を行い、その結果を文書で館長に報告する。

（庶務）

第４条　評価会議に関する庶務は、京都市美術館において行うものとする。

（遵守事項）

第５条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　委員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

（指名の取消し）

第６条　委員が本要綱に違反したときは、任期の途中であっても、館長の判断により指名を取り消すことができる。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、評価会議について必要な事項は、館長が定める。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

（関連要綱の廃止）
京都市美術館美術品評価会議開催要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月 14 日から施行する。